

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

				資料番号	8	担当課	健康増進課
法令名	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令	根拠条項	第3条	不利益処分の種類	不正援護受給者からの費用の徴収		
<p>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条に規定する援護に関する政令 (平成21年 政令第22号)</p> <p>第3条</p> <p>都道府県知事は、不実の申請その他不正の手段により援護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、その者から、その援護に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。</p>							